伊達市告示第42号

伊達市住民健康診査等実施要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和８年４月１日

伊達市長　須田　博行

伊達市住民健康診査等実施要綱の一部を改正する告示

（　以下別紙　）

伊達市住民健康診査等実施要綱の一部を改正する告示

伊達市住民健康診査等実施要綱（平成21年伊達市告示第75号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第３条―第５条関係）

根拠法令	種類	内容	対象者	実施方法	自己負担金
高齢者の医療の確保に関する法律	特定健康診査	（１）問診 （２）身体計測（身長、体重、ＢＭＩ及び腹囲） （３）身体診察（視診、聴診、その他必要な検査） （４　血圧測定 （５）血液検査（ＡＳＴ（ＧＯＴ）、ＡＬＴ（ＧＰＴ）、γ－ＧＴ、中性脂肪、ＨＤＬ－コレステロール、ＬＤＬ－コレステロール、ヘモグロビンＡｌｃ及び血糖の測定） （６）尿検査（糖及び蛋	伊達市国民健康保険の被保険者で、検診日の属する年度内に40歳に達する者から検診日において満74歳までの者	集団検診及び施設検診	（１）1,000円 （２）年度内70歳以上　無料

		白） （７）貧血検査、心電図検査、眼底検査及びクレアチニン検査（ｅＧＦＲを含む。）（医師の判断による追加項目）			
	後期高齢者健康診査	（１）問診 （２）身体計測（身長、体重及びＢＭＩ） （３）身体診察（視診、聴診、その他必要な検査） （４）血圧測定 （５）血液検査（ＡＳＴ（ＧＯＴ）、ＡＬＴ（ＧＰＴ）、γ－ＧＴ、中性脂肪、ＨＤＬ－コレステロール、ＬＤＬコレステロール、ヘモグロビンＡ１ｃ及び血糖の測定） （６）尿検査	市内に住所を有する福島県後期高齢者医療制度の被保険者	集団検診及び施設検診	無料

		（糖及び蛋白） （７）貧血検査、心電図検査、眼底検査及びクレアチニン検査（ｅＧＦＲを含む。）（医師の判断による追加項目）			
健康増進法	健康診査	（１）問診 （２）身体計測（身長、体重、ＢＭＩ及び腹囲） （３）身体診察（視診、聴診、その他必要な検査） （４）血圧測定 （５）血液検査（ＡＳＴ（ＧＯＴ）、ＡＬＴ（ＧＰＴ）、γ－ＧＴ、中性脂肪、ＨＤＬ－コレステロール、ＬＤＬ－コレステロール、ヘモグロビンＡｌｃ及び血糖の測	市内に住所を有し、検診日の属する年度内において40歳以上の者で、生活保護法の規定による保護を受けている者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による支援給付	集団検診	無料

		定） （６）尿検査（糖及び蛋白） （７）貧血検査、心電図検査、眼底検査及びクレアチニン検査（ｅＧＦＲ含む）（医師の判断による追加項目）	受給世帯に属する者		
	胸部検診	問診及び胸部エックス線間接撮影	市内に住所を有する40歳以上の者（検診日の属する年度内に40歳に達する者を含む。）		（１）国民健康保険被保険者　200円 （２）社会保険被保険者　500円 （３）年度内70歳以上　無料
	骨粗しょう症検診	問診及び超音波骨密度測定	市内に住所を有し、検診日の属する年度内に40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳及び70歳に達する女性		（１）国民健康保険被保険者　100円 （２）社会保険被保険者　300円 （３）年度内70歳以

					上　無料
	肝炎ウイルス検診	問診、ＨＣＶ抗体・ＨＣＶ抗原検査及びＨＢｓ抗原検査	市内に住所を有し、検診日の属する年度内に40歳に達する者及び41歳以上の者で、過去に本検診に相当する検診を受けたことがなく、かつ、本検診の受診を希望する者		（１）国民健康保険被保険者　200円 （２）社会保険被保険者　500円 （３）年度内70歳以上　無料
	大腸がん検診	問診及び便潜血反応検査	市内に住所を有する40歳以上の者（検診日の属する年度内に40歳に達する者を含む。）		（１）国民健康保険被保険者　100円 （２）社会保険被保険者　300円 （３）年度内70歳以上　無料
	胃がん検診	問診及び胃部エックス線間接撮影	市内に住所を有する50歳以上の者（検診日の属する年度内に50歳に	集団検診及び施設検診	（１）国民健康保険被保険者 （ア）集団検診　700円
		問診及び胃内視		施設検	

		鏡検査	達する者を含む。）で、かつ、検診日の属する年度内に偶数年齢に達する者又は前年度未受診者	診	（イ）施設検診 1,300円 （２）社会保険被保険者 （ア）集団検診 1,400円 （イ）施設検診 2,700円 （３）年度内70歳以上　無料
	乳がん検診	問診及びマンモグラフィ検査	市内に住所を有する40歳以上の女性（検診日の属する年度内に40歳に達する者を含む。）で、かつ、検診日の属する年度内に偶数年齢に達する者又は前年度未受診者	集団検診	（１）国民健康保険被保険者 （ア）年度内40歳～49歳　500円 （イ）年度内50歳以上　400円 （２）社会保険被保険者 （ア）年度内40歳～49歳 1,100円 （イ）年度内50歳以

					上　800円 （３）年度内70歳以上　無料
				施設検診	（１）国民健康保険被保険者 （ア）年度内40歳～49歳　700円 （イ）年度内50歳以上　400円 （２）社会保険被保険者 （ア）年度内40歳～49歳　1,500円 （イ）年度内50歳以上　900円 （３）年度内70歳以上　無料
	子宮頸がん検診	問診、視診及び子宮頸部の細胞診	市内に住所を有する20歳以上の女性（検診日の属する年度内に20歳に達する者	集団検診	（１）国民健康保険被保険者　300円 （２）社会保険被保険者　700

			を含む。）で、かつ、検診日の属する年度内に偶数年齢に達する者又は前年度未受診者		円 （３）年度内70歳以上　無料
				施設検診	（１）国民健康保険被保険者 800円 （２）社会保険被保険者 1,600円 （３）年度内70歳以上　無料
市が独自に行うもの	前立腺がん検診	問診及びＰＳＡ検査	市内に住所を有する50歳以上の男性（検診日の属する年度内に50歳に達する者を含む。）	集団検診	（１）国民健康保険被保険者 200円 （２）社会保険被保険者　400円 （３）年度内70歳以上　無料
	追加健康診査	（１）尿酸値（後期高齢者健康診査は対象外）及びクレアチニンの測定 （２）貧血検	市内に住所を有する40歳以上の者（検診日の属する年度内に40歳に達する者を	集団検診及び施設検診	無料

		査、心電図検査及び眼底検査 （３）ｅＧＦＲ （４）尿検査（潜血）	含む。）で、特定健康診査、後期高齢者健康診査及び健康診査を受診した者		
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	結核検診	問診及び胸部エックス線間接撮影	市内に住所を有する65歳以上の者（検診日の属する年度内に65歳に達する者を含む。）	集団検診	無料

附　則

この告示は、令和８年４月１日から施行する。